

「知的財産推進計画 2011」骨子に盛り込むべき事項（案） ～知的財産による競争力強化・国際標準化関連部分～

※これまでの議論や各方面からの意見を踏まえ、事務局で討議用として整理したものの。目標や施策例は、あくまでも討議のための具体的イメージとして掲載。「知的財産推進計画 2011」骨子に盛り込むべき事項として、「知的財産推進計画 2010」に新たに追加又は深堀すべきと考えられるものを取り上げている。

[情勢認識]

- グローバル・ネットワーク時代にあつて、グローバル・イノベーションが世界の潮流となり国際競争が激化する中、技術で勝る我が国企業が事業で負けるという状況が顕著になっており、我が国の持つ大きな潜在力を十分に発揮できない状況が続いている。
- 我が国には世界に誇るべき技術力があり、これまでも世界に大きなインパクトを与える数々のイノベーションを生み出してきた。これらの潜在力を最大限発揮するとともに、世界から技術・人材を引き寄せるためには、イノベーションを促す環境を整備する一方で、戦略的かつ総合的な知財マネジメントの実行と、それを支える制度・運用から人材までを含めた「知財システム」自体の発展が不可欠になっている。
- 各国の動きに目を向けると、激しい「知財システム」間競争が始まっている。これまで欧米とともに世界の知財システムをリードしてきた我が国は、今後、世界から優れた技術・人材を引き寄せ、イノベーションを活性化するには、イノベーション・システムの中核となる「知財システム」を進化させ、グローバルにも求心力のある「知財システム」の構築を目指していくべきである。
- 技術力で勝りながら事業で負ける状況を打破するため、企業が外部との合従連衡を通じて競争力を高める上で、国際標準化を活用していくことが必須である。「知的財産推進計画 2010」では、7つの国際標準化特定戦略分野を選定し、「国際標準化戦略」を策定することとした。この7分野における国際標準化戦略の着実な実行と不断の検証を進めつつ、基盤的施策について追加・拡充を併せて行い、競争力強化を強力に推進していくべきである。

- さらに、我が国の大学の最先端の「知」や中小企業の優れた技術を新たな事業につなげ、イノベーションを興していくために、産学官の叡智を結集して将来の事業構想を見越した知的財産戦略を構築することが肝要である。
- このためには、産学官の各セクターにおいて、知的財産戦略を支える人材を育成・確保することが急務となる。
- 我が国主導により世界知財システムを発展させるという決意の下、我が国企業のグローバルな事業展開を強力に支え、産業競争力強化を実現できるよう、スピード感をもって、今、行動すべきである。

【成果イメージ】（2020年）

- 研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、産業競争力を強化しつつ国際標準化特定戦略分野において世界市場を獲得する。
- 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出する。
- 技術輸出額：約2兆円 → 約3兆円
- グローバルに活躍するニッチトップ事業を多数輩出する。
- 中小企業による輸出額：約10兆円 → 約14兆円

【目標指標】（知財計画2010に基づき検討中）

1. 我が国の「知財システム」の競争力を強化する。

【情勢認識】

- グローバル・ネットワーク時代にあつて、特許制度の実体的調和など、各国の「知財システム」の更なる協調と調和が求められている。これまでは日米欧が世界の知財制度を牽引してきたが、近年、韓国や中国が存在感を増すなど各国の知財制度間の競争が一層活発に

繰り広げられている。

○我が国には世界に誇る技術力・デザイン力・ブランド力があり、これらの潜在力を最大限発揮するとともに、世界から優れた技術・情報・人材を集結させ、日本国内でイノベーションを促していくには、戦略的かつ総合的な知財マネジメントの実現と、それを支える「知財システム」構築が必須である。

○我が国が先陣を切ることにより、グローバルに貢献できる領域は多い。新たな世界の変化に即応し、スピード感をもって我が国の知財システムの魅力を高めるとともに、アジア・世界で一層準拠・活用されるよう働きかけを強め、我が国の産業競争力の強化に資するよう、世界「知財システム」の構築をリードすることを目指すべきである。

(1) 世界「知財システム」の構築をリードする。

【施策例】（注：以下、「短期」とは1～2年、「中期」とは3～4年で実施する事項である。）

- ・ **英語での国際的な予備審査の推進**
アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が調査代行できる対象国を拡大する。また、国内からの英語での国際特許出願を奨励し、英語での国際的な予備審査を推進する。（短期・中期）
- ・ **国際共同審査の実施**
世界特許の実現に向け、我が国を含む複数の特許庁への共通の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。（短期・中期）
- ・ **特許審査ハイウェイのアジアをはじめとする世界主要国への展開**
特許審査ハイウェイ（PPH）を、アジアをはじめとする主要国に展開する。（短期）
- ・ **途上国及び新興国の知的財産環境整備の拡充**

グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国、新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人材育成支援を実施する。
(短期・中期)

(2) 特許の安定性を向上させる体制を整備する。

【施策例】

・ 特許審査の品質管理の強化

国際的に信頼される安定した権利設定を行うため、品質管理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価など世界水準の品質管理を実施する。(短期・中期)

・ 多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備

中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、世界の特許文献への容易なアクセスを確保し、世界中の技術を調査可能にするため日本語以外の特許文献を日本語で網羅的に検索できる環境を整備する。(短期・中期)

・ 世界標準の特許分類の構築

我が国の分野別の技術優位性を勘案しながら、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の検索用特許分類を構築する。(短期・中期)

(3) 意匠・商標の保護環境を整備する。

【施策例】

・ ヘーグ協定への加入

意匠の国際登録に関するヘーグ協定に、我が国が加入するための検討を行い、結論を得る。(短期)

・ 意匠の保護対象の拡大

3Dデジタルデザインなど意匠の保護対象拡大を検討し、結論を得る。(短期)

・商標の保護対象の拡大

音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速やかに結論を得る。(短期)

2. 我が国の生み出す「知」の活用を促進する。

【情勢認識】

- 「知を使う知」の熾烈な競争が激化する中で、技術力で勝りながら事業で負ける状況を打破するため、企業が外部との合従連衡を通じて競争力を高める上で、国際標準化を活用していくことが必須である。「知的財産推進計画 2010」では、7つの国際標準化特定戦略分野を選定し、「国際標準化戦略」を策定することとした。この7分野における国際標準化戦略の着実な実行と不断の検証を進めつつ、基盤的施策について追加・拡充を併せて行い、競争力強化を強力に推進していくべきである。また、我が国の競争力の源泉となる技術やデザインの流出に対しても対策を講じていく必要がある。

- グローバル・ネットワーク時代の到来により、我が国の中小企業は自立を迫られており、自らの知的財産戦略をもって、優れた技術を知的財産で守りつつグローバル展開し、アジアを中心とする世界経済の発展を自らの成長に取り込んでいく必要性が高まっている。しかし、中小企業では資金や人材の不足により、優れた技術を十分に活用できていないのが現状であり、事業化を見据えた権利化やノウハウ秘匿を行う知財マネジメントの実現を支援することで、グローバルに通用する事業を創造していく必要がある。

- 大学の研究成果をもとにしたベンチャー企業の成功事例が出ているものの、我が国の産学連携の潜在力が十分に発揮されているとはいえない。中小・ベンチャー企業を含む企業と大学との効果的な連携が進むよう、ユーザーである企業からの目線を重視しつつ、産学連携機能を強化していく必要がある。大学の研究成果を新たなビジネスにつなげるには、事業化を見据えたグローバルな知財マネジメントが必要である。

- (1) 知財マネジメントを駆使して企業の「知」を最大限に活用する。
(イ) 国際標準化を戦略的に活用する。

【施策例】

・ 7分野における国際標準化戦略の実行

策定された国際標準化戦略を推進するとともに、その結果を継続的に確認する。(短期・中期)

国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担えることを目指す。関係府省は、必要な範囲で予算措置を講ずる。(短期)

・ 新たな国際標準化特定戦略分野の選定

新たな国際標準化特定戦略分野の選定を適時適切に検討し、必要に応じて、新たな戦略を策定し、実行する。(短期・中期)

・ 国際標準化活動への支援

国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援を強化する。(短期・中期)

国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。(短期・中期)

・ 国際的な標準化機関の会合の誘致

国際的な標準化機関の重要会合を日本へ積極的に誘致する。(短期)

・ 国際標準化に関する情報収集

諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。(短期・中期)

・ 国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進

国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には認証のための評価基準策定を研究計画に盛り込む。(短期・中期)

・ **情報提供・啓発の実施**

研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供・啓発を行う(短期・中期)

・ **認証機関の能力向上**

国が実施し、あるいは支援する研究開発に関して、必要に応じ、認証機関の参画を促すとともに、国際標準化活動を通じて、認証機関の新技术への対応能力を向上させる。(短期・中期)

・ **公的研究機関での一時的な認証業務の実施**

新規に開発された技術など戦略的な重要性があっても民間認証機関単独の業務としては採算性が確保できない場合には、公的研究機関による一時的な認証業務の実施を含む適切な支援策を講ずる。(短期)

・ **戦略的な認証活用事例の提供**

標準化と認証の活用についての成功・失敗事例の収集・提供を通じて、普及啓発を進める。(短期)

・ **「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施**

アジア地域を中心とした諸外国における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのための「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実行する。(短期・中期)

・ **アジア地域における認証体制の整備**

アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地の認証体制整備を行う。(短期・中期)

(ロ) 技術流出防止のための環境を整備する。

【施策例】

- ・ **営業秘密に対する技術者の意識向上**

技術者が自分で考えたものも含め会社の保有する営業秘密について、不正競争防止法上の不正行為の範囲が明確にわかるよう周知し、また、営業秘密の秘密管理について周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識の向上を図る。（短期）

- ・ **営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援**

中小企業を中心に、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密が管理されるよう、弁護士知財ネットの協力を得て、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。（短期）

- ・ **企業のコア人材の国内雇用環境の整備**

高度な技術を有する企業のコア人材が、営業秘密の保持に留意しつつ、ものづくりの指導者として後進の若手人材を育成することなど定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。（短期）

(2) 中小企業の優れた技術を活用しグローバルに通用する事業を創出する。

(イ) 知的財産を活用したグローバル展開を支援する。

【施策例】

- ・ **中小企業のグローバル展開支援の拡充**

中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるような権利の取得・管理・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害訴訟に係る相談機能の強化、費用負担の軽減を行う。（短期）

(ロ) 知的財産を活用した事業化支援策を強化する。

【施策例】

- ・ **総合的な支援体制の整備、人材の配置**

ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)

事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人材並びに弁護士知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織から派遣される専門家からなるチームを全国に配置し、中小企業の事業化を支援する。(短期)

- ・ **新たな出願支援策の創設**

特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の負担軽減を含む新たな出願支援策を創設し、実施する。(短期)

- ・ **特許関係料金減免制度の拡充**

特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直し、必要な法改正を行い、制度の運用を開始する。(短期)

(3) 大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。

(イ) 大学の産学連携力を向上させる。

【施策例】

- ・ **大学知財本部・TLOの再編・強化**

2011年度中に、産学連携活動の効果・効率を適切に評価する指標を策定し、評価を実施する。評価結果に基づき、大学知財本部・TLOの再編・強化の在り方について結論を得る。(短期)

- ・ **大学の外国出願支援の強化**

大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の

外国出願に対する支援を強化する。(短期)

・ **大学における普及啓発**

産学共同研究における学生の発明の取扱いや営業秘密の保護について、契約で明確化する必要性に関する普及啓発を行う。(短期)

・ **日本版バイ・ドール制度の事前承認制の再周知**

2009年に改正された日本版バイ・ドール制度の特許権移転に対する事前承認制について、改めて周知徹底する。(短期)

(ロ) 産学連携における知財マネジメントを強化する。

【施策例】

・ **産学共同研究における知財マネジメントの推進**

知的財産を含む高度な専門知識を持つリサーチ・アドミニストレータを大学に定着させるシステムの整備を進めつつ、知財プロデューサの派遣拡大により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)

(ハ) 研究成果を事業につなげる仕組みを構築する。

【施策例】

・ **有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のSBI Rの推進**

先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、SBI R (Small Business Innovation Research) における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)

・ **大学の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築**

大学の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化のための資金を呼び込む仕組みを構築する。(短

期)

- ・知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築
大学の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。(短期)

3. 知的財産戦略を支える人材を育成・確保する。

【情勢認識】

- グローバル競争が激化する中で、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人材(知財マネジメント人材)や、世界を舞台に知的財産分野で活躍できる人材(グローバル知財人材)が求められている。
- また、国民の知的財産に対する基本的な理解を深めるため、創意工夫や知的財産権を尊重する意識を高める必要がある。

- (1) グローバル・ネットワーク時代の知財人材育成プランを確立する。

【施策例】

- ・知財人材育成プランの確立
グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人材が、必要な知識、技術・技能を身に付けて実践するための人材育成プランを確立し、速やかに実施する。(短期・中期)

- (2) 「知財システム」を支える人材の育成を強化する。

【施策例】

- ・知財マネジメント人材育成の強化
産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院をはじめとする高等教育機関における知財教育に、国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を取り入れることを推進するとともに、知財研修

やマネジメント層への啓発を強化する。(短期)

・ **知財教育を実施している大学の連携強化**

知財マネジメント人材やグローバル知財人材を育成するため、産業界の協力を得て、知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学間での相互教員派遣、知財マネジメントに関する教育内容の充実、知財専門職大学院の評価の在り方の検討を通じた教育水準確保といった連携強化に必要な支援を実施する。(短期)

・ **研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化**

研究開発コンソーシアムにおいて知的財産戦略を踏まえた事業戦略の策定を支援する能力を向上するための研修を実施する。(短期)

・ **グローバル・ネットワーク時代に呼応した弁理士の養成**

弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。(短期)

・ **弁理士の知財マネジメント能力の向上**

継続研修の活用を含め、弁理士の国際標準化を含む知財マネジメント能力を強化する取組を推進する。(短期)

・ **中小企業診断士の研修強化**

知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士に対し、知財マネジメントに関する研修を実施する。(短期)

・ **国際的な審査協力の推進に向けた審査官及び審判官の研修強化**

英語による国際的な予備審査、国際協議を進めるため、審査官及び審判官の研修を強化する。(短期)

・ **知財教材の一層の充実**

各分野における知財人材育成に活用するために、インターネット上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期)

- ・ **小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組**

小中高生に対して、創造性を高める学校教育その他の取組を行うとともに、知的財産権に関する教育を推進する。(短期)